

公的統計における労働者の区分等の在り方について

1. 基本的な考え方

平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備という観点から、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を整理し、統計間で、用語の整合性を図る必要があると指摘された。

厚生労働省では、分類を検討する対象を労働者とし、労働者をどのような視点から区分して把握すべきかを検討。



厚生労働省で行った、非正規雇用のビジョンに関する懇談会で取りまとめられた「望ましい働き方ビジョン」(平成24年3月)では、非正規雇用の実態を把握するためには、次の3つの視点で整理すべきという考え方が示された。

- ①労働契約の期間の定めがあるか否かという視点
- ②所定労働時間がフルタイムか、短時間かという視点
- ③直接雇用か間接雇用の派遣かという視点

2. 労働者の区分

統計における労働者の区分及び用語を上記①から③の3つの視点を基に、厚生労働省の主な所管統計で把握している労働者の範囲などを踏まえ、右記のとおり整理することとする。

労働者の区分

1. 雇用契約期間による区分

- (1)無期雇用労働者：雇用契約期間の定めのない者
- (2)有期雇用労働者：雇用契約期間が1ヶ月を超える者
- (3)日々・短期雇用労働者：雇用契約期間が1ヶ月以内の者

2. 所定労働時間による区分

- (1)フルタイム労働者：短時間労働者以外の労働者
- (2)短時間労働者：通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者

3. 直接・間接による区分

- (イ)労働者の雇用契約に基づき把握する場合
 - (1)直接雇用労働者：事業所が雇用している労働者（送出派遣労働者を含む）
 - (2)うち送出派遣労働者：別事業所へ派遣している労働者
 - (ロ)労働者が働いている事業所で把握する場合
 - (1)直接雇用労働者（送出派遣労働者を除く）：事業所が雇用している労働者から別事業所へ派遣している労働者を除いた労働者
 - (2)受入派遣労働者：別事業所から派遣されている労働者
- ※(イ)または(ロ)の場合に応じて、上記区分を適宜使い分ける。

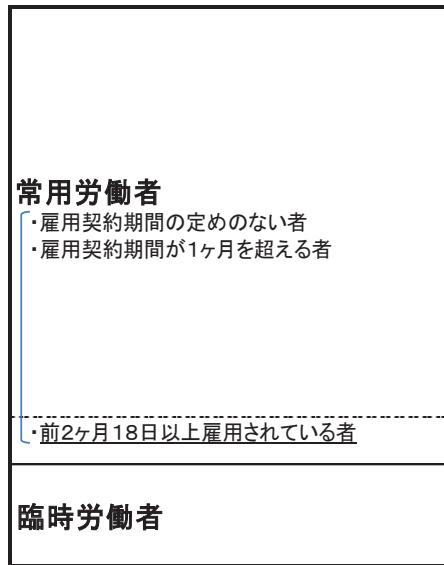
※調査の目的や把握可能性等を考慮して、区分の一部を対象としないことや区分をさらに分割することも考えられる。

(現行と新しい区分の比較)

雇用契約期間による区分

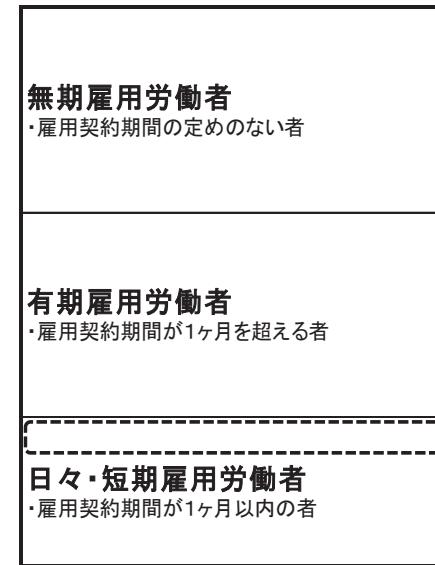
(現行)

労働者



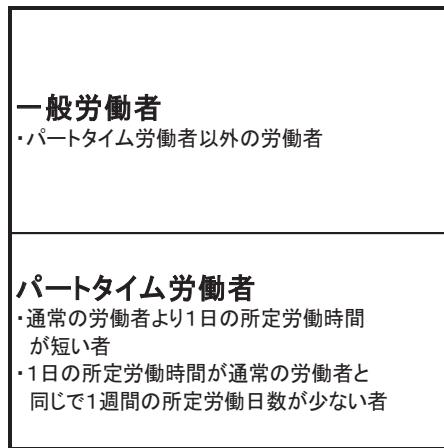
(新しい区分)

労働者

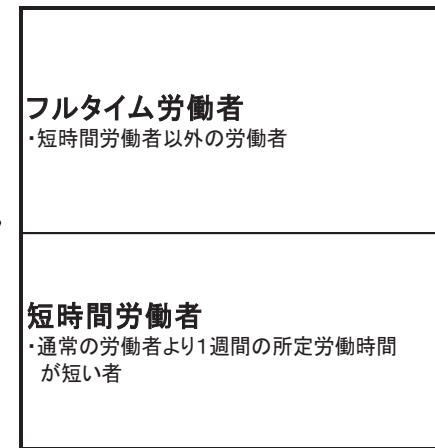


所定労働時間による区分

労働者



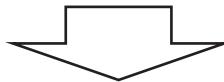
労働者



3. 今後の進め方

【現状】

厚生労働省が労働者を対象に区分等の在り方を整理した。



【今後の取組】

新たな労働者の区分を公的統計全体で活用できる区分とするためには、さらに検討を進める必要がある。

- 各府省がそれぞれ検討した後で
府省間の調整をすること
- 府省横断的に検討すること

現段階で考えられる、関係府省が個別、横断的に検討すべき主な事項は右記のとおり。

関係府省が個別、横断的に検討すべき主な事項

(1)母集団統計の取扱い(他府省の所管統計との関係)

厚生労働省が事業所、企業を対象に実施している統計調査では調査設計や主な調査対象を常用労働者としている。新たな労働者の区分で同様に統計を作成しようとすれば、母集団統計においても今回の労働者の区分に対応した区分を設けること、その場合の課題とその対策を整理する必要がある。

(2)統計の接続及び時系列比較

常用労働者のうち「雇用契約期間が1ヶ月以内で調査日前2ヶ月の雇用日数が各18日以上の労働者」の取扱い等区分の拡大・縮小は、統計の接続や時系列比較を困難にする。

したがって、常用労働者の範囲の変更が与える影響の大きさを評価する必要がある。

(3)労働者の区分の変更に伴う影響分析

他府省の統計や政策等においても今回の変更がどのように影響を及ぼすかという整理を進めるとともに、「雇用契約期間が1ヶ月以内で調査日前2ヶ月の雇用日数が各18日以上の労働者」の実態や対象範囲の変更が与える影響を把握する必要がある。

(4)記入者の負担増対策

個別統計に新たな労働者の区分を適用することに伴い、調査項目が増える場合、記入者負担の増加による回収率の低下などに配慮し、統計精度や調査客体数を含む調査設計を変更すること、記入項目数のスクラップ＆ビルドなどを検討する必要がある。

(5)システム改修等に伴う新たな予算措置の必要性

今回の労働者の区分を個別統計に反映させる際に、システム改修等、個別統計ごとの課題が生じる。こうした対応や上記の様々な課題に対応するため、新たな予算・人員の確保が必要となるが、財政事情が非常に厳しいことに留意する必要がある。

(参考)

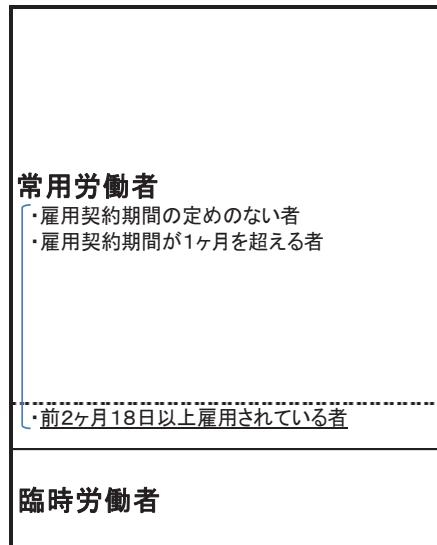
(改正案)

(別案)

雇用契約期間による区分

(現行)

労働者



労働者

(新しい区分)

無期雇用労働者

・雇用契約期間の定めのない者

有期雇用労働者

・雇用契約期間が1ヶ月を超える者

日々・短期雇用労働者

・雇用契約期間が1ヶ月以内の者

労働者

(新しい区分)

無期雇用労働者

・雇用契約期間の定めのない者

有期雇用労働者

・雇用契約期間が1ヶ月を超える者
・雇用契約期間が1ヶ月以内で前2ヶ月18日以上雇用されている者

日々・短期雇用労働者

・雇用契約期間が1ヶ月以内の者
(前2ヶ月18日以上雇用されている者を除く)

雇用契約期間による区分を改正案にした場合

(メリット)

・世帯を対象とする調査との統計間の比較可能性が向上する。

(デメリット)

・他府省の統計の見直しが必要になる。
・統計の接続や時系列比較が困難になる。
・統計結果を利用している政策等への影響がある。

雇用契約期間による区分を別案にした場合

(メリット)

・現行との比較が可能になる。

(デメリット)

・世帯を対象とする調査との統計間の比較可能性は現行と変わらない。